

として取り扱うものとする。

(少額貨物についての原産地の認定等)

8の2—4の2 令第27条第1項第2号、第3号及び第2項に規定する用語の意義及び取扱いについては、次による。

- (1) 令第27条第1項第2号に規定する「課税価格の総額」とは、1の輸入申告等(特例申告を含む。以下この項において同じ。)又は関税法第76条第3項の規定による1の提示に係る特惠関税等の適用を受けようとする物品の課税価格の合計額をいう。この場合において、1の輸入申告等とは1荷受人が1荷送人から一時に輸入する物品(蔵入申請等がされる物品を含む。以下この項において「輸入物品」という。)に係る輸入申告等をいい、1仕入書による輸入物品を分割して2以上の輸入申告等を行った場合には1の輸入申告等が行われたものとして(ただし、1仕入書による輸入物品を分割した2以上の輸入申告等であって、並存する相異なる種類の税率(例えば、特惠税率と関税法基本通達3—2(2)に規定するEPA税率)の適用を各々に求めるものを行った場合には、当該並存する相異なる種類の税率のうちのいずれか一つを適用する1の輸入申告等が行われたものとして)処理するものとし、同項の提示についてもこれに準ずる。
- (2) 令第27条第1項第3号に規定する「特惠受益国原産品であることを確認するために原産地証明書の提出の必要があると税関長が認めるもの」とは、関税法第7条の2第1項に規定する特例委託輸入者に係る特例申告貨物の輸入申告において、当該輸入申告の依頼を受けた認定通関業者が原産地証明書の確認を的確に行っていないことその他の理由により関税の徴収の確保に支障があると認められる場合をいう。
- (3) 令第27条第2項に規定する「物品の種類、商標等」とは、当該物品の種類、性質、形状又はそれに付された商標、生産国名、製造者名等をいい、「その他の書面」とは、郵便に関する条約に基づく税関票符(グリーン・ラベル)をいい、「その他の書類」とは、メーカーズ・インボイス、売買契約書、注文請書、船荷証券、保険証券、船積案内状、カタログ等の書類をいい、これらの書類の写しを含むものとする。

(「やむを得ない特別の事由」の意義)

8の2—5 令第27条第4項《原産地証明書の有効性》に規定する「税関長がやむを得ない特別の事由があると認める場合」の意義及び取扱いについては、次による。

- (1) 「特別の事由」とは、次の場合をいう。
 - イ 輸出国における震災、風水害等の天災若しくは事変又は火災その他の人為的災害により、原産地証明書の発給申請を輸出時までに行うことができなかつた場合
 - ロ 令別表第1の改正により特惠受益国が追加指定された場合で、指定後

6 カ月以内において、当該特惠受益国の原産地証明書の発給体制が整備される以前に輸出せざるを得ない事情がある場合

ハ 輸入者が輸出者に対して契約の際に原産地証明書の発給を受けるよう要求したが、輸出者が原産地証明書以外の証明書の発給を受け、若しくは正当な発給機関でない者が発給した証明書を取得し、又はその申請を失念したため発給が輸出後となった場合等、輸入者の責任によらない事情がある場合

ニ その他これらに準ずる場合で税関長が真にやむを得ないと認めた場合

(2) なお、通常の輸出手続に要すると認められる期間内（輸出後 10 日程度の遅れ）に発給されたものは「輸出の際」に発給されたものと取り扱って差し支えない。

（税関以外の原産地証明書の発給機関で「税関長が適当と認めるもの」の取扱い）

8 の 2—5 の 2 令第 27 条第 4 項《原産地証明書の発給機関》に規定する「税関長が適当と認めるもの」の取扱いについては、別に事務連絡するところによるものとする。

（原産地証明書の要件及び記載に不備がある場合の取扱い）

8 の 2—6 令第 27 条第 1 項《原産地証明書の提出》の規定により税関に提出された原産地証明書については、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす場合には、原則として有効なものとして取り扱うものとする。ただし、これらの要件を満たす場合であっても、当該証明書に記載された原産地が令第 26 条《原産地の意義》の規定による原産地に明らかに該当しないと認められる場合には、この限りでない。

(1) 令第 27 条第 1 項《原産地証明書の提出》の規定により税関に提出された原産地証明書については、次の各号に掲げる要件のすべてを満たすことが必要であり、不備がある場合は、原則として、特惠関税等を適用することはできない。なお、記載における不備の有無にかかわらず、当該証明書に記載された原産地が令第 26 条《原産地の意義》の規定による原産地に明らかに該当しないと認められる場合には、特惠関税等を適用することはできないことに留意する。

イ 原産地証明書の各欄（後記 8 の 2—13 の(1)及び 8 の 2—14 に該当しないときは、「4. 公用欄」を除く。）に必要な事項が記載され、かつ、発給機関の印及び署名権者の署名がなされたものであること（なお、発給機関が税関以外の機関である場合には、別に事務連絡する発給機関の名称及び印影により取り扱うこと。）。

ロ 令第 29 条ただし書に規定する税関長の承認を受けている場合を除き、同条に定める有効期間内のものであること。

ハ 原産地証明書に記載されている物品と輸入物品とが一致すること。